

令和7年度第1回岩手県いじめ再調査委員会

1 実施日時

令和8年2月5日（木） 18時00分～19時00分

2 実施場所

岩手県庁12階 特別会議室（2名 Zoomによるオンライン参加）

3 出席者

〔岩手県いじめ再調査委員会委員〕

清水茂幸委員長 長田くみ子委員 長谷川大委員

（オンライン出席） 遠藤仁委員 小川美穂子委員

〔県〕

村上ふるさと振興部長 阿部理事兼ふるさと振興部副部長

安齊参事兼学事振興課総括課長 川端学事企画担当課長

古澤主査 小割主事

菊池生徒指導課長 高柳主任指導主事 照井主任指導主事

4 会議の状況

別紙のとおり

○川端学事振興課学事企画担当課長

ただいまから、令和7年度第1回岩手県いじめ再調査委員会を開催いたします。

学事振興課の川端と申します。議事に入るまでの間、私が暫時進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、委員の出席状況について御報告いたします。

本日は、5人の委員全員が出席予定ということでございます。長谷川委員が遅れている状況ではありますが、岩手県いじめ再調査委員会条例第5条第2項により、過半数の委員の出席をもって会議が成立しますので、本日の会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日、遠藤委員及び小川委員はオンラインによる参加となります。

開会にあたりまして、村上ふるさと振興部長から御挨拶申し上げます。

○村上ふるさと振興部長

ふるさと振興部長の村上でございます。今日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

また、委員の改選があった訳でありますけれども、改めて委員の御就任について、御快諾をいただきまして重ねて感謝を申し上げます。

御承知の方も多いので、改めて言うまでもないことかもしれませんが、岩手県いじめ再調査委員会ですが、いじめ防止対策推進法によって、いじめ重大事態が発生した場合、学校又は学校の設置者が調査を実施することとなりますが、基本的にはその調査で解決すれば、県に事案が上がることはないのですけれども、調査が不十分な場合、県に再調査という形で事案が上がるというスキームになっている委員会ということでございます。

昨年度、再調査事案が1件あり、最終報告まで至った訳ですけれども、委員の皆様には、実際の事案については相当な御苦勞をいただいて、取りまとめていただいたところで、事案が生じた場合、委員の皆様には様々な御負担をおかけすることとなりますが、本県の児童・生徒の安全のために、是非御協力をお願い申し上げます。

本日の会議でございますが、去年の10月に公表された「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」における本県の状況のほか、本県で発生している個別のいじめ重大事態の事案についても御説明させていただきたいと思っております。

本日の委員会は、改選後初めての開催となりますので、現条例に基づく、いじめ問題への対応についての共通理解を図っていただきますとともに、それぞれの専門的な見地から様々な御意見、御指摘を賜れば幸いです。

本日はどうぞ、よろしくお願いいたします。

○川端学事企画担当課長

ありがとうございます。

続きまして、本日が改選後、第1回目の会議となりますので、委員の皆様を私から御紹介申し上げます。お手元にお配りしております岩手県いじめ再調査委員会委員名簿の記載順に御紹介させていただきます。

岩手県精神保健福祉センター所長の遠藤仁委員でございます。本日はオンライン参加でございます。前期から引き続き、委員をお引き受けいただいております。

一般社団法人岩手済生医会三田記念病院公認心理士の小川美穂子委員でございます。今期から新たに委員に御就任いただいております。本日はオンラインでの御出席となっております。

続きまして、医療法人共生会松園第二病院医療ソーシャルワーカーの長田くみ子委員でございます。前期から引き続き、委員をお引き受けいただいております。

続きまして、岩手大学教育学部長の清水茂幸委員でございます。前期から引き続き、委員をお引き受けいただいております。

弁護士の長谷川大委員は本日出席予定でございますが、遅れている状況でございます。

次に、事務局職員を紹介いたします。

村上宏治ふるさと振興部長でございます。

○村上ふるさと振興部長

皆さんよろしくお願いたします。

○川端学事企画担当課長

阿部博理事兼ふるさと振興部副部長でございます。

○阿部理事兼ふるさと振興部副部長

どうぞよろしくお願いたします。

○川端学事企画担当課長

安齊和男参事兼学事振興課総括課長でございます。

○安齊参事兼学事振興課総括課長

よろしくお願いたします。

○川端学事企画担当課長

県教育委員会事務局学校教育室菊池陽子生徒指導課長でございます。

○菊池学校教育室生徒指導課長

よろしくお願いたします。

○川端学事企画担当課長

その他、本日は学事振興課及び学校教育室の職員が出席しております。皆様、よろしくお願いたします。

○川端学事企画担当課長

それでは、議事に入りたいと存じます。資料1を御覧いただきたいと思います。

岩手県いじめ再調査委員会条例第3条第1項に、「委員会に委員長を置き、委員の互選とする。」とあり、また、第2項においては、「委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。」とございます。

つきましては、委員長が選任されるまでの間、暫時、私が進行役を務めさせていただきます。

それでは、次第2、議事の(1)、委員長の互選に入らせていただきます。まず、選任の方法についてお諮りしますが、皆様の方からお取り計らいについて御意見等ございますでしょうか。

○清水委員

事務局にお任せいたします。

○川端学事企画担当課長

ただいま事務局にお任せするという御発言がございましたが、皆様御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、御異議がないようですので、安齊課長から事務局案をお示しいたします。

○安齊参事兼学事振興課総括課長

事務局案を申し上げます。事務局案といたしましては、委員長は、清水委員にお願いしたいと考えております。

○川端学事企画担当課長

委員長は清水委員という案でございますが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、御異議がないようですので、委員長は清水委員にお願いいたします。

委員長に選出されました清水委員は、議長席へ御移動いただきまして、一言御挨拶を頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○清水委員長

委員長に指名をいただきました岩手大学教育学部の清水と申します。よろしく申し上げます。

先ほど、御説明があったとおり、いじめ再調査委員会は、学校又は学校の設置者が実施したいじめ重大事態の調査結果に対して、知事が当該重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときに、再調査を行うための機関でございます。

本県においても、平成29年に私立高等学校で発生したいじめ重大事態が本県初の再調査事案となり、令和2年8月に県から諮問を受け、学校などへの調査を経て、令和6年8月に再調査結果を知事に答申いたしました。

いじめ重大事態の調査の目的は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずることであるとされております。

いじめ重大事態が発生しないことが最も望ましいことはもちろんですが、全国的にもいじめの認知件数が増加している中、本県においても再調査が必要な事案が発生した際には、事実関係を可能な限り明らかにし、当該学校だけでなく、県内全ての学校における同種事態の未然防止につなげていくことが、本委員会に期待される役割であると認識しております。

令和7年12月には、委員改選により新体制となりました。

各委員におかれては、それぞれの専門分野の知見を活かしながら、いじめ問題の現状や実態

について共通理解を深めていただき、本委員会の運営に御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

○川端学事企画担当課長

ありがとうございます。

それでは、この後の議事の進行につきましては、条例第3条第2項の規定により、清水委員長にお願いいたします。

○清水委員長

それでは、次の議事に入ります前に、当委員会の会議の公開について確認をいたします。事務局から御説明をお願いします。

○小割主事

会議の公開について御説明いたします。「審議会等の会議の公開に関する指針」を御覧ください。

当委員会につきましては、県の「審議会等の会議の公開に関する指針」が適用となり、3会議の公開の基準において、原則公開とする一方で、県の情報公開条例第7条第1項各号に掲げる情報に該当する事項について審議や調査等を行う場合などは、会議を非公開とすることができますとしております。

具体的には、特定の個人を識別できる情報や公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報などについて、審議や調査等を行う場合に会議を非公開とすることができますとされております。

本日の委員会につきましては、報告等（2）個別事案、（3）その他についての中で、個人情報など、個別、具体的内容に話題が及ぶものと捉えており、この部分に関して、事務局としては、非公開相当と考えております。

なお、同指針4では、公開又は非公開の決定は、先ほどの会議の公開の基準に基づき、審議会等の長が、当該会議に諮って行うとされております。以上になります。

○清水委員長

ただいま事務局から説明がございましたが、報告等（2）の個別事案、（3）その他につきまして、会議の公開の基準に定める非公開理由に該当すると判断されますので、今回この部分に限り、非公開としたいと思いますが、委員の皆様から御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは本日の会議は、一部非公開とさせていただきます。

続いて、議事（1）の委員長職務代理者の指名について、条例第3条第3項において、「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。」とあります。

委員長職務代理者には、長谷川委員を御指名させていただきたいと思うのですが、御不在のところで御指名してもよろしいでしょうか。

○川端学事企画担当課長

事務局から補足いたします。

長谷川委員につきましては、あらかじめ会議開催前に、委員長職務代理人について就任いただくことを御了承いただいておりますことを御報告いたします。

○清水委員長

ただいま事務局から御説明いただきましたが、委員の皆様、長谷川委員に委員長職務代理人をお務めいただくということをお認めいただけますでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。それではそのようにさせていただきたいと思います。

それでは次に、報告等の「(1) 令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等の諸課題に関する調査結果について」、事務局から説明をお願いします。

○小割主事

お手元の資料2「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要について」を御覧ください。こちらについて御説明させていただきます。

この調査の内容ですが、全国の国公立小・中・高等学校等に対し、いじめ、暴力行為、長期欠席、不登校、自殺などの状況を調査し、実態を把握することにより、適切な支援につなげようとするものであります。

本日は、このうち、いじめの調査結果について概要を御説明いたします。それでは1枚おめくりいただき、右下のスライド番号で3ページ、4ページを御覧ください。

調査結果のポイントとして、いじめについては、全国の数値ですが、認知件数が769,022件と前年から36,454件増加し、過去最多となっているところです。

増加の背景としては、いじめの積極的な認知に対する理解が広がったことや、アンケートや教育相談の充実などによる児童生徒に対する見取りの精緻化、SNS等のネット上のいじめの積極的な認知が進んだことなどが挙げられております。

また、重大事態の発生件数は1,404件と前年から98件増加し、こちらも過去最多となったところです。

増加の背景といたしましては、いじめ防止対策推進法の理解が進んだことや、いじめの重大事態調査に関するガイドラインの改訂による積極的な認定や保護者の意向を尊重した対応が行われていることが挙げられている一方で、重大事態のうち34.9%に当たる490件は、重大事態として把握する以前にいじめとして認知されていないケースであるなど、学校として早期発見・早期対応や組織的な対応への課題が挙げられております。

続いて、スライド番号で5ページをお開きください。5ページがいじめの1,000人当たり認知件数の都道府県比較です。

全国平均が61.3件のところ、本県は68件となっている状況となっておりますが、いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうるものとして、県内の学校が積極的に認知した結果、全国平均をやや上回る結果となっているところと捉えております。

続いてスライド番号6ページを御覧ください。

こちらは岩手県のいじめの認知件数の推移でございます。ここ数年は大体8,000件前後で推移しておりますが、令和6年度は、前年と比較して若干減少しております。学校種別の傾向といたしましては、小学校及び高等学校が前年度から減少した一方、中学校、特別支援学校は増加となっております。

続いてスライド番号7ページを御覧ください。いじめ重大事態の件数については、過去最多ということで先ほど御説明させていただいたところですが、そもそもいじめ重大事態の定義については、いじめ防止対策推進法28条の規程により、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」を第1号、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」を第2号として規定されています。

全国的には2号に該当する不登校事案の方が多くなっているのが、これまでの傾向です。

続いて、スライド番号8ページを御覧ください。いじめ重大事態の1,000人当たりの発生件数の都道府県比較でございます。

先ほど岩手県はいじめの認知件数が全国平均を上回っているという説明をいたしました。重大事態についても同様に全国平均が0.11件のところ、0.15件とやや上回る結果となっております。この傾向は、都道府県単位での重大事態の発生件数が公表されている令和2年度以降、同様の傾向となっております。

こちらに関しても積極的に重大事態、若しくは重大事態につながる可能性があるとして認知を進めた結果となると捉えております。

なお、公立、私立の高等学校等で発生したいじめ重大事態については県が再調査の判断を行うものとなっております、そこで再調査が必要と判断されたものが、本再調査委員会の対象となるものです。

続いて、スライド番号で9ページを御覧ください。いじめ重大事態における被害の態様としては、1号事案が36.2%、2号事案が45.3%となっております。

このうち1号事案についての内訳としては、精神的苦痛によるものが最も多く、全体の62.4%を占めており、次いで身体、生命、金品等の順となっております。

続いて、スライド番号で10ページを御覧ください。

重大事態のうち、冒頭でも御説明しましたが、解消に向けて取組中だったものなど、既にいじめとして認知していたのが65.1%となっております。また、重大事態の調査を行う主体としては、学校主体の調査が78.1%となっているところです。

以上で説明を終わります。

○清水委員長

ただいまの事務局からの説明に関して、委員の皆様から何か御質問あるいは御意見等あれば是非お願いいたします。どんなことでも結構ですので御意見賜ればと思います。

○遠藤委員

すみません。精神保健福祉センターの遠藤と申します。

○清水委員長

お願いします。

○遠藤委員

私、昨年からというところではあったのですが、会議自体は本日初めての参加でございますので、分からないというところで、定義の確認だけさせていただけたらと思っておりました。

第1号事案における重大な被害の態様というところで、精神が一番大きい割合を占めているというデータを示していただいているのですが、「精神的苦痛」の定義はどのような形で集計されているのかを御教示いただきたいです。

○清水委員長

今、定義の御質問がありましたけれども、いかがでしょうか。

事務局の方で、会議の場ですので、誤った発言をする訳にいかないの、再度用語のところを、もう一度調べていただいているところですので、後ほど会議のところ、事務局の方から御回答いただきたいと思います、遠藤先生そういう形でよろしいでしょうか。

○遠藤委員

はい、大丈夫です。(音声の都合上、その後の発言は聴き取れず)

○清水委員委員長

先ほど遠藤先生から昨年からの委員で、実は初めて御出席というお話でしたけど、私も昨年から委員なのですが、実は本月初めてなので、分からないことが沢山あります。

○遠藤委員

ありがとうございました。

○清水委員長

その他のことに関して、関連することでも結構ですので、何か御質問、御意見等があればお願いしたいと思います。

いじめの認知の件数が増えてきたということ、先ほど事務局から御説明がありましたけれども、いわゆる総件数が増えてきたというのは、いじめというものを、学校等が間違いなく、毎年毎年少しずつ把握をしていることで増えているということが一番の要因とは思いますが、そのあたりのところ何かありましたら、事務局の方から御説明願います。

○安齊参事兼学事振興課総括課長

いじめの認知の件数についてございます。

本県ではいじめの認知について、各学校に対して積極的な認知を進めるように進めております。このことから全国に先駆けていじめの認知が進みまして、他県と比べて、より高い認知の度合いが続いているところでございます。

数年前から認知の割合的には、高止まりというような形で推移しているところでございまして、これは全国の認知がだんだん進んできているというところで、追いついてきているというような傾向にあります。

公私別で見ますと、小・中・高・特別支援とあるのですが、本県はいずれも高いいじめの認知をしているところですが、特に小学校の部分の認知が、全国では本県に追いついてきているところでございまして、全体の割合が全国と本県の差が狭まってきているところでございます。

具体的には、本県は昨年度と比較しまして、若干認知件数が減っているというところは、十分な認知が進んでおり、言葉が正しいかどうかですけれども、ある意味、認知のシステムが成

熟してきているのではないかなという捉え方もできるのかなと思っております。

ただ認知された件数が多いのは、これは問題でございますので、今後はどのように対応していくかというところが課題となっていくと認識しているところです。

○清水委員長

ありがとうございます。

○長田委員

学校側が認知している重大事象について、報告が上がってくるというのは理解出来るのですが、すけれども、34%認知されていなかった、対応されてなかったという結果がありますので、認知されていなかった事案が上がってくる場合、こういった形で把握されているのでしょうか。

○清水委員長

資料2の10ページのところで、「いじめとして認知していた」が65.1%で、「いじめとして認知していなかった」というのが34.9%という形で、図ではございますよね。

認知していなかった事案が、重大実態として上がってきた場合、どのようなプロセスを経て上がってきたかという質問でございますね。

○安齊参事兼学事振興課総括課長

重大事態として報告があるかどうかについては、各学校で重大事態として最終的に上げてくるのですが、いじめ重大事態の前のいじめとして、学校で認知していた、対応していたものが、その後重大事態に発展していったもの、学校教職員が見えないところで起こっていたいじめについて、保護者等の情報源から、いじめ重大事態として認知したケースがあるというところで、いじめとして認知していたか、認知していなかったかというところで分かれているというところでございます。

○清水委員長

最終的には学校から報告が来るのだけれども、学校の中で重大事態になる前に、いじめとして認知していて、何らかの対応をしていたのが65%で、全く気づかなかったと、表に出たところで既に重大な事態になっていたというのが、残り34.9%というところでよろしいでしょうか。

○安齊参事兼学事振興課総括課長

学校のいじめの認知について、凄く有効な手段として、学校で定期的に行っているアンケート調査がございます。

こちらによって発覚した重大事態について、いじめとして認知してなかった、気づかなかったというところに分類されているものもございまして、学校でもいじめの認知のための手だてというか努力というのはしているというところでございます。

○清水委員長

その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

○遠藤委員

資料2、10 ページ目の今の御質問のところは、学校がいじめとして認知していたか、して
いなかったということでしょうか。

最終的に重大事態として認知されているという理解でしょうか。

○安齊参事兼学事振興課総括課長

はい、そのとおりです。入口のところで、教職員がいじめとして認知していたか、またその
外部の方とか、保護者、またはアンケート等で発覚したかということですか。

○遠藤委員

どのようにいじめを認知しているのか分からなかったもので、ありがとうございます。

○清水委員長

多分、学校がいじめと認知していたか、してなかったかというのも、いじめ防止法が出て、
かなり浸透はしてきているけれども、まだまだ完全かというところではない。だから、いろん
な問題が起きるのかなど。

例えば、学校でいじめの問題が起きたとしても、「いやそのぐらいはいじめじゃないよね」
と思う教員もいると思うのですよ。

私は大学で日頃勤めておりますけれど、大学の教員は、小中学校の先生方に比べると、やは
りいじめに対する認識がまだ不十分かなと感じていて、「そのぐらいだったら全然いじめとか
じゃないでしょ」というような認識でも、いじめというのは、本人がいじめと感じれば、いじ
めに当たりますので、大学の研修で、こういうものがいじめに当たるのですよと話すると、
びっくりするような教員がまだいるような状況ですから、学校でもまだもしかしたら、行き渡
っていない部分があるのかもしれませんが、でも確実に10年前から比べれば、少なくな
ってきたので、今発生件数自体は頭打ちになって、緩やかに少なくなっている。これが是非少
ずつでも少なくなっていき、重大事案が大幅に減っていくようになると、一番良いのかなど
は思うのですけれど、そのためにどのようにしたらいいかということも、またいろいろと皆さ
んから御意見をいただければと思うのですけれども。

もしここで御質問、御意見等がなければ、またこの後の事案がございますので、そこを通し
てまたいろいろと御意見を賜ればと思いますので、一旦ここで質問等は締めさせていただきます
いて、先の議事の方に進ませていただいてもよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、次に報告等の(2)「個別事案について」に移ります。先ほどお諮りいたしました
通り、この後の会議は非公開とさせていただきたいと思っております。傍聴者及び報道関係の皆様
には、ここで御退席をお願いいたします。